

地域再生基本方針の一部変更について

〔令和6年5月24日
閣議決定案〕

地域再生法（平成17年法律第24号）第4条第6項の規定に基づき、地域再生基本方針（平成17年4月22日閣議決定）の一部を次のとおり変更する。

2の2）中「税制面から支援」を「税制面から後押し」に改める。

2の3）中「寄与する」を「寄与する、」に、「地方における本社機能の強化」を「本社機能を有している業務施設の地方への移転及び地方における拡充」に改め、「地方への本社機能」の下に「を有している業務施設」を加える。

4の3）①口中「5）⑰、⑱及び⑲」を「5）⑱、⑲及び⑳」に改め、同③ニ a. 中「本社機能」の下に「を有している業務施設」を加え、「強化」を「拡充」に改める。

4の5）中㉔を㉕とし、⑧から⑲までを⑨から㉔までとし、同⑦の題名中「本社機能」の下に「を有する拠点」を加え、同口中「地方活力向上地域等特定業務施設整備事業」の下に「（これと併せて行う事業で、特定業務施設の従業員の寄宿舍、社宅その他の福利厚生施設であって内閣府令で定めるもの又は当該従業員の児童に係る保育所その他の児童福祉施設であって内閣府令で定めるもの（以下「特定業務児童福祉施設」という。）を整備する事業を含む。）」を加え、同ホ a. 中「事業税、」の下に「当該特定業務施設若しくは当該特定業務施設の新設と併せて整備される特定業務児童福祉施設に係る」を加え、同 b. 中「特定業務施設」の下に「若しくは当該特定業務施設の新設と併せて整備される特定業務児童福祉施設」を加え、同⑦を同⑧とし、同⑥中「（昭和23年法律第109号）」を削り、同⑥を同⑦とし、同③から同⑤までを同④から同⑥までとし、同②中「第13条の2」を「第13条の3」に改め、同②を同③とし、同①の次に次のように加える。

② まち・ひと・しごと創生交付金を充てて行う事業に係る施設の整備に関する助成についての地方債の特例

法第13条の2により、認定地方公共団体が、認定地域再生計画に記載された法第5条第4項第1号イに規定する事業のうち、まち・ひと・しごと創生交付金を充てて行うものに係る施設であって、地方自治法第244条第1項に規定する公の施設であるもの（同法第244条の2第1項に規定する条例で当該公の施設の設置及びその管理に関する事項が定められると見込まれるものを含む。）の整備に関する助成を行おうとする場合においては、当該助成に要する経費で

あつて地方財政法（昭和23年法律第109号）第5条各号に規定する経費のいずれにも該当しないものは、同条第5号に規定する経費とみなす。

別表を別紙のように改める。

附 則

この基本方針の変更は、閣議決定の日から施行する。